

piece up

～繋ぎ合ってゆく～

9月号

発行日：令和元年9月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会



お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がり合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”

おかげさまでpiece upを発行して4年目に入ります。
このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・



税理士法人 中山会計
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm

消費税率引き上げの対策・準備はお済みですか？

今一度、今回の税率引き上げに関するポイントをおさらいしてみましょう！

POINT1 9月末までの売上・仕入を集計する準備ができていますか？

売上請求が「20日締め」など末日でない場合は、9月30日までの売上・仕入を集計しておきましょう。仕入先には、9月末までの請求分と10月1日以後の請求分を分けた請求書を発行するなどの対応をお願いしましょう。

POINT2 売掛金・買掛金の税率が確認できるように管理されていますか？

9月30日までに発生した売掛金、買掛金と10月1日以後の分を区分しておきましょう。

POINT3 10月以後の経理処理は、10%と8%の適用税率の混在に注意！

9月と10月にまたがる取引や請求書は、8%と10%が混在するので内容をよく確認しましょう。クレジットカードの請求明細書には税率や消費税額の記載がありませんので、決済時に受け取った「ご利用明細」を保管し適用税率を間違えないようにしましょう。

POINT4 10月1日をまたぐ取引に注意しましょう。

- (1) 請負契約による完成・引渡し 3/31以前の契約であれば完成・引渡しが10/1以後であっても、経過措置の8%が適用されます。
- (2) 旅客運賃等は料金の支払日（実際の利用日ではありません）の税率です。
- (3) 電気・ガス料金等は10/1をまたいで使用されても、10/31までの検針等によって料金が確定するものは、10/1以後の部分を含めて8%の税率が適用されます。

POINT5 10月1日以後の返品、値引き、貸倒れの処理に注意しましょう。

9/30以前に販売した商品が10/1以後に返品された場合は8%で処理します。仕入先への返品も同様です。

詳しくは各担当者へお気軽にご相談ください。



N-1グランプリ開催しました！

N-1グランプリとは...

1年間の功績を讃え今後の業務の励みにつなげることを目的とした年間表彰です。今年のグランプリは一体誰の手に...?!



～チーム部門GP～

広報委員会

Piece upの作成やイベント企画を頑張りました！



来年は僕がGP
ねらうぞ～！

～個人部門GP～

小山 紗映

委員会,fieldなど
様々な取り組みに
挑戦しました！



やんまーくん

